

いつも市税の納期内納付にご協力いただき、ありがとうございますとびやびやございます

「税金」は、市民生活を支える市の財政に密接に関係しています。みなさんの納期内納付によって公共サービスの充実が図られていますが、一方でさまざまな生活事情によって、納付が困難になり「滞納」するケースも発生しています。ここでは、納期内納付の更なる浸透を図るため、市の取り組みを紹介します。

税負担は公平が原則

本市は、市民のみなさんの協力に支えられ、公共サービスの充実に図るさまざまな事業を実施しています。その支えの大きなひとつが「税金」ですが、みなさんへの負担は「公平」であることが大前提です。そのため、市税は納期内の自主納付を原則としています。「滞納」が発生すると、納期内に納付した人たちの公平性が保てなくなるため、市は督促などの対応によって是正を図ります。ですが、これに必要なさまざまな費用には、納期限を守って納付した人たちの税金が充てられるのです。

滞納に対する市の取り組み

滞納が発生した場合、少しでも早く納付をお願いするため、納期限から20日以内に督促状を送ります。督促状が届いた時点で、納

付や納税相談に来てもらえることが理想ですが、引き続き滞納の状態が続く場合には、催告書を送付し、預貯金や給与、不動産などの財産を調査して差し押さえ、その財産を公売して市税に充てるなど、段階を踏んでより厳しい対応を実施することになります。

こうした対応を続けている間にも、最終的に納付しなければならぬ金額が増えていきます。それは「延滞金」の加算によるものです。滞納した場合、納期限の翌日から延滞金の加算が始まり、本税が完納するまで続くため、納付が遅れるほど延滞金は増え続けることとなります。

さまざまな手段で納期内納付を支援

何が起るか分からないのが世の常。災害や病気、失業や事業の廃止など、やむを得ない事情によって納税が困難になることがあるかもしれません。滞納には、市と

して厳正な対応を行うことには変わりはありませんが、完納を目指すための手段は、滞納処分だけではありません。

納税相談を実施することで、それぞれの生活事情を踏まえて、猶予制度やFP(ファイナンシャルプランナー)相談などを提案し、完納への道のりを一緒に考える取り組みも実施しています。また、金融機関の口座振替やコンビニエンスストアでの納付を導入するなど、さまざまな方法で納付の利便性も高めています。

公平な納税を目指して

公共サービスを支える大切な税金だからこそ、誰もがその重要性を理解し、公平性を実感して納税できる環境を保つことが必要です。本市は、今後も税負担の公平性を確保するため、厳正な滞納処分や相談対応に加え、納期内納付の意識向上を図る啓発活動にも積極的に取り組んでいきます。

平成29年度 市税納期一覧表

		1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (住民税) 普通徴収	納期限	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
固定資産税	納期限	5月31日	7月31日	12月25日	2月28日
軽自動車税	納期限	5月31日			

		1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
国民健康 保険税	納期限	6月 30日	7月 31日	8月 31日	10月 2日	10月 31日	11月 30日	12月 25日	1月 31日

※納期限を過ぎてから納付すると、督促手数料や延滞金を徴収する場合があります。



簡単！便利！納付方法

其の1：口座振替のススメ。

公共料金の自動振替と同じように、市税も指定した預貯金口座から自動振替で納付することができます。納期のたびに金融機関などへ出かけなくても納付でき、手続きした翌年度以降も自動で更新されます。

【口座振替が利用できる税目】

市県民(住民)税(普通徴収に限る)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

【取扱い金融機関一覧(順不同)】

以下の金融機関の全店(本店・支店)で利用できます。
福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、九州労働金庫、田川信用金庫、田川農業協同組合、ゆうちょ銀行

【申し込み方法】

●預貯金通帳、通帳届出の印鑑、納税通知書を持参のうえ、金融機関の窓口にある申込書に必要事項を記入して手続きを行ってください。

※市外にある金融機関の窓口で申し込む場合は、所定の申込書が設置されていないので、事前に税務課収納係に連絡してください。



其の2：コンビニ納付のススメ。

金融機関や市役所窓口に加えて、コンビニエンスストアでも納付を受け付けています。曜日や時間を気にせず、24時間いつでも納付することができます。

【コンビニ収納を利用できる税目】

市県民(住民)税(普通徴収に限る)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

【主な取扱いコンビニ店舗(順不同)】

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ミニストップなど※その他のコンビニ店舗は、納税通知書に記載しています。

【納付方法】

- コンビニ収納用のバーコードが印字されている納付書(納税通知書)を持参して納付してください。
- 納付書はつぶられていませんので、納付するときは納期の間違いないよう注意してください。また、領収証書は大切に保管してください。

次の場合は、コンビニエンスストアで納付ができません。金融機関や市役所窓口で納付をお願いします。

- 納期限を過ぎたもの
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- バーコードのない納付書や、傷、汚れなどによりバーコードが読み取りできないもの
- 金額を訂正したものや金額を書き加えたもの

滞納処分の流れ

滞納となった場合は、さまざまな滞納処分が始まります。

①督促・催告

自主納付を促すために、督促状や催告書を送付します。

②財産調査・搜索

法律に基づいて、金融機関や勤務先、取引先などを調査します。また、財産差し押さえのため住宅・事務所などの家宅搜索を行います。家宅搜索は裁判所の令状を必要とし、ない強制搜索で、滞納者の意思に関係なく実行します。

③差し押さえ

不動産や自動車などの動産、預貯金、給与などの債権を差し押さえます。



▲車止めをつけるなど、自動車も差し押さえます

④公売・換価・充当

現金は即時換価し、現金以外の財産は公売(売却)などによって換価し、市税に充当します。

市税の納付のことで困ったら

納税相談、受け付けます

税務課では納税相談窓口を設け、納税に関する相談を随時受け付けています。また、日中の来庁が困難な人のために、毎月第2木曜日に夜間納税相談窓口を開設しています。「納期内納付が難しい」「今後の納税が不安」など納税に関して困ったことがあれば、まずは相談してください。

●とき

【納税相談窓口】 平日の8時30分～17時
【夜間納税相談窓口】 毎月第2木曜日の17時～19時

●ところ

市役所2階税務課
●これからの夜間納税相談窓口実施日
【平成29年】6月8日、7月13日、8月10日、9月14日、10月12日、11月9日、12月14日、
【平成30年】1月11日、2月8日、3月8日

※収入申告など、課税に関する手続きはできません。

必ず内容を確認してください！

督促状・催告書

納期限を過ぎても納付がない人には、督促状や催告書を送ります。これを発送してもなお納付がないときは、法律に基づいて差し押さえをしなければなりません。督促状や催告書が届いたら、必ず内容を確認し、ひとりで悩まず放置せず、早めに相談してください。

また、高齢者の人などは督促状や催告書が届いたことに気が付かない場合もあります。家族など周囲のみなさんによる目配り・気配りの中で、督促状や催告書に気が付いたら、確認を促すか納税相談を案内するなどの配慮をお願いします。

